

放射性廃棄物処理場 設工認申請書と保安規定の関係

設工認申請書での説明			保安規定該当条文	保安規定審査基準	下部規定		
					二次文書	三次文書	
その1	排水貯留ポンドのライニング	防水シート	経年劣化、損耗等により、防水シートの機能低下が生じた場合の部分的な補修については、原子炉施設保安規定に基づく下部規定等において定める手順に従い、同一規格品又は同等以上の性能を有するもので補修できるものとする。 なお、本件は、処理場全体として適合性確認終了を踏まえて対応することとしており、その間、排水貯留ポンドで、防水シートを交換する必要がある場合、設工認申請にて対応する。	第3編 (適合性確認終了を踏まえ 条文を調整)	試験炉規則第15条第1項第17号 1.	【バックエンド技術部業務の計画及び実施に関する要領(QMP7.1)】 ・課長は、施設管理目標を達成するため、「施設管理実施計画」を定める。 ・部長は、廃棄物処理場本体施設の運転及び保守に関する管理の方法として、「廃棄物処理場本体施設運転手引」を定める。	→【施設管理実施計画】 ・機能維持確認のための点検、検査等の方法、実施頻度等 【廃棄物処理場本体施設運転手引】 ・補修・交換が必要になった場合の措置 ↓ 【(仮称)資機材等補修・交換対応要領】 ＜課長の指示のもと、下記対応を実施＞ ・補修・交換資機材の規格、性能、数量、場所等の確認 ・補修・交換に係る手順(補修後の確認含む)
その3	森林火災		森林が拡大しないよう樹木を管理することを原子力科学研究所原子炉施設保安規定及び下部規定に定めることとする。	第3編 第25の3第1項	試験炉規則第15条第1項第15号 1. (1)(2)(4)	【バックエンド技術部業務の計画及び実施に関する要領(QMP7.1)】 ・部長は、廃棄物処理場本体施設の運転及び保守に関する管理の方法として、「廃棄物処理場本体施設運転手引」を定める。 【バックエンド技術部教育訓練管理要領(QMP6.2.2)】 ・部長又は課長は、業務に従事する要員の力量を確保する。 ・部長又は課長は、訓練計画を作成し、計画に基づき教育訓練を実施する。	→【廃棄物処理場本体施設運転手引】 ・外部事象(森林火災等)発生に備えた運転要員の配置* ・外部事象(森林火災等)発生時の対応に係る教育訓練の実施(年1回以上) ・自然現象等が発生した場合の措置 ↓ 【廃棄物処理場自然現象等対応要領】 ＜課長の指示のもと、下記対応を実施＞ ・樹木の管理(月1回以上の点検含む) ・延焼防止のための措置 ・事象発生時の対応(作業中断及び屋内退避) ・事象終息後の点検及び報告
	竜巻飛来物	外部事象影響(竜巻)に関する説明書	施設の構造健全性に影響を及ぼすことを確認した飛来物に対し、浮上しない重量に代替する対策を講ずる。	第3編 第25の3第2項	試験炉規則第15条第1項第15号 1. (1)(2)	【バックエンド技術部業務の計画及び実施に関する要領(QMP7.1)】 ・部長は、廃棄物処理場本体施設の運転及び保守に関する管理の方法として、「廃棄物処理場本体施設運転手引」を定める。 【バックエンド技術部教育訓練管理要領(QMP6.2.2)】 ・部長又は課長は、業務に従事する要員の力量を確保する。 ・部長又は課長は、訓練計画を作成し、計画に基づき教育訓練を実施する。	→【廃棄物処理場本体施設運転手引】 ・外部事象(竜巻)発生に備えた運転要員の配置* ・外部事象(竜巻)発生時の対応に係る教育訓練の実施(年1回以上) ・自然現象等が発生した場合の措置 ↓ 【廃棄物処理場自然現象等対応要領】 ＜課長の指示のもと、下記対応を実施＞ ・浮上しない重量にする飛来防止対策及び対策範囲 ・飛来物防止対策実施状況の巡視(年1回以上) ・新たに設置するものの飛来防止対策 ・竜巻発生確度ナウキャストによる監視 ・竜巻注意情報発表時の対応(作業中断及び屋内退避) ・竜巻が通過した場合又は通過した恐れがある場合の点検及び報告
	通信連絡設備	固定電話 携帯電話 施設内用トランシーバー 長距離用トランシーバー	通信連絡設備については、原子炉施設保安規定及び下部規定において定める手順に従い、同等以上の性能を有するものと交換できるものとする。	第3編 第25条の2第2項	試験炉規則第15条第1項第17号 1.	【バックエンド技術部業務の計画及び実施に関する要領(QMP7.1)】 ・課長は、施設管理目標を達成するため、「施設管理実施計画」を定める。 ・部長は、廃棄物処理場本体施設の運転及び保守に関する管理の方法として、「廃棄物処理場本体施設運転手引」を定める。	→【施設管理実施計画】 ・機能維持確認のための点検、検査等の方法、実施頻度等 【廃棄物処理場本体施設運転手引】 ・補修・交換が必要になった場合の措置 ↓ 【(仮称)資機材等補修・交換対応要領】 ＜課長の指示のもと、下記対応を実施＞ ・補修・交換資機材の規格、性能、数量、場所等の確認 ・補修・交換に係る手順(交換後の確認含む)
	漏えい警報装置		適切に管理した状態で、排水作業等を行うときは、液位の変動が見込まれるため、液位低下幅の警報を解除し、排水作業等を行わない平常時、夜間休日等、液位が安定しなければならぬときは、液位低下幅の警報を設定するよう運用する。	第3編 第23条第1項	試験炉規則第15条第1項第17号 1.	【バックエンド技術部業務の計画及び実施に関する要領(QMP7.1)】 ・部長は、廃棄物処理場本体施設の運転及び保守に関する管理の方法として、「廃棄物処理場本体施設運転手引」を定める。	→【廃棄物処理場本体施設運転手引】 ＜課長の指示のもと、下記対応を実施＞ ・液位低下幅の警報に係る運用手順(液位低下幅が5cmに達したときに警報が発報。ただし、適切に管理した状態で液位の変動が見込まれる場合には、警報を解除。)

その3	漏えい警報装置	液位計 ケーブル	検知器及びケーブルについては、原子炉施設保安規定及び下部規定において定める手順に従い、同等以上の性能を有するものと交換できるものとする。 <i>なお、本件は、処理場全体として適合性確認終了を踏まえて対応することとしており、その間、排水貯留ポンドで、液位計及びケーブルを交換する必要がある場合、設工認申請にて対応する。</i>	第3編 (適合性確認終了を踏まえ 条文を調整)	試験炉規則第15条第1項第17号 1.	【バックエンド技術部業務の計画及び実施に関する要領(QMP7.1)】 ・課長は、施設管理目標を達成するため、「施設管理実施計画」を定める。 ・部長は、廃棄物処理場本体施設の運転及び保守に関する管理の方法として、「廃棄物処理場本体施設運転手引」を定める。	→ 【施設管理実施計画】 ・機能維持確認のための点検、検査等の方法、実施頻度等 【廃棄物処理場本体施設運転手引】 ・補修・交換が必要になった場合の措置 ↓ 【(仮称)資機材等補修・交換対応要領】 ＜課長の指示のもと、下記対応を実施＞ ・補修・交換資機材の規格、性能、数量、場所等の確認 ・補修・交換に係る手順(交換後の確認含む)
その4	消火設備等	火災感知器 消火器及び消火栓	火災感知器、消火器及び消火栓については、原子炉施設保安規定に基づく下部規定に定める手順に従い、同等以上の性能を有するものと交換できるものとする。	第3編 (適合性確認終了を踏まえ 条文を調整)	試験炉規則第15条第1項第17号 1.	【バックエンド技術部業務の計画及び実施に関する要領(QMP7.1)】 ・課長は、施設管理目標を達成するため、「施設管理実施計画」を定める。 ・部長は、廃棄物処理場本体施設の運転及び保守に関する管理の方法として、「廃棄物処理場本体施設運転手引」を定める。	→ 【施設管理実施計画】 ・機能維持確認のための点検、検査等の方法、実施頻度等 【廃棄物処理場本体施設運転手引】 ・補修・交換が必要になった場合の措置 ↓ 【(仮称)資機材等補修・交換対応要領】 ＜課長の指示のもと、下記対応を実施＞ ・補修・交換資機材の規格、性能、数量、場所等の確認 ・補修・交換に係る手順(交換後の確認含む)
	セル排風機自動消火設備	火災感知器 消火剤、消火剤貯蔵容器 噴射ヘッド	火災感知器、消火剤、消火剤貯蔵容器及び噴射ヘッドについては、原子炉施設保安規定に基づく下部規定において定める手順に従い、同等以上の性能を有するものと交換できるものとする。	第3編 (適合性確認終了を踏まえ 条文を調整)	試験炉規則第15条第1項第17号 1.	【バックエンド技術部業務の計画及び実施に関する要領(QMP7.1)】 ・課長は、施設管理目標を達成するため、「施設管理実施計画」を定める。 ・部長は、廃棄物処理場本体施設の運転及び保守に関する管理の方法として、「廃棄物処理場本体施設運転手引」を定める。	→ 【施設管理実施計画】 ・機能維持確認のための点検、検査等の方法、実施頻度等 【廃棄物処理場本体施設運転手引】 ・補修・交換が必要になった場合の措置 ↓ 【(仮称)資機材等補修・交換対応要領】 ＜課長の指示のもと、下記対応を実施＞ ・補修・交換資機材の規格、性能、数量、場所等の確認 ・補修・交換に係る手順(交換後の確認含む)
	固化セル火災報知設備	火災感知器 ケーブル	火災感知器及びケーブルについては、原子炉施設保安規定に基づく下部規定において定める手順に従い、同等以上の性能を有するものと交換できるものとする。	第3編 (適合性確認終了を踏まえ 条文を調整)	試験炉規則第15条第1項第17号 1.	【バックエンド技術部業務の計画及び実施に関する要領(QMP7.1)】 ・課長は、施設管理目標を達成するため、「施設管理実施計画」を定める。 ・部長は、廃棄物処理場本体施設の運転及び保守に関する管理の方法として、「廃棄物処理場本体施設運転手引」を定める。	→ 【施設管理実施計画】 ・機能維持確認のための点検、検査等の方法、実施頻度等 【廃棄物処理場本体施設運転手引】 ・補修・交換が必要になった場合の措置 ↓ 【(仮称)資機材等補修・交換対応要領】 ＜課長の指示のもと、下記対応を実施＞ ・補修・交換資機材の規格、性能、数量、場所等の確認 ・補修・交換に係る手順(交換後の確認含む)
その6 (未申請)	森林火災		森林が拡大しないよう樹木を管理することを原子力科学研究所原子炉施設保安規定及び下部規定に定めることとする。	第3編 (適合性確認終了を踏まえ 条文を調整)	試験炉規則第15条第1項第15号 1. (1)(2)(4)	【バックエンド技術部業務の計画及び実施に関する要領(QMP7.1)】 ・部長は、廃棄物処理場本体施設の運転及び保守に関する管理の方法として、「廃棄物処理場本体施設運転手引」を定める。 【バックエンド技術部教育訓練管理要領(QMP6.2.2)】 ・部長又は課長は、業務に従事する要員の力量を確保する。 ・部長又は課長は、訓練計画を作成し、計画に基づき教育訓練を実施する。	→ 【廃棄物処理場本体施設運転手引】 ・外部事象(森林火災等)発生に備えた運転要員の配置※ ・外部事象(森林火災等)発生時の対応に係る教育訓練の実施(年1回以上) ・自然現象等が発生した場合の措置 ↓ 【廃棄物処理場自然現象等対応要領】 ＜課長の指示のもと、下記対応を実施＞ ・樹木の管理(月1回以上の点検含む) ・延焼防止のための措置 ・事象発生時の対応(作業中断及び屋内退避) ・事象終息後の点検及び報告
	竜巻飛来物	外部事象影響(竜巻)に関する説明書	施設の構造健全性に影響を及ぼすことを確認した飛来物に対し、浮上しない重量に代替する対策を講ずる。	第3編 (適合性確認終了を踏まえ 条文を調整)	試験炉規則第15条第1項第15号 1. (1)(2)	【バックエンド技術部業務の計画及び実施に関する要領(QMP7.1)】 ・部長は、廃棄物処理場本体施設の運転及び保守に関する管理の方法として、「廃棄物処理場本体施設運転手引」を定める。 【バックエンド技術部教育訓練管理要領(QMP6.2.2)】 ・部長又は課長は、業務に従事する要員の力量を確保する。 ・部長又は課長は、訓練計画を作成し、計画に基づき教育訓練を実施する。	→ 【廃棄物処理場本体施設運転手引】 ・外部事象(竜巻)発生に備えた運転要員の配置※ ・外部事象(竜巻)発生時の対応に係る教育訓練の実施(年1回以上) ・自然現象等が発生した場合の措置 ↓ 【廃棄物処理場自然現象等対応要領】 ＜課長の指示のもと、下記対応を実施＞ ・浮上しない重量にする飛来防止対策及び対策範囲 ・飛来物防止対策実施状況の巡視(年1回以上) ・新たに設置するものの飛来防止対策 ・竜巻発生確度ナウキャストによる監視 ・竜巻注意情報発表時の対応(作業中断及び屋内退避) ・竜巻が通過した場合又は通過した恐れがある場合の点検及び報告

その6 (未申請)	固体廃棄物一時保管棟の構造及び容量		他施設で発生した固体廃棄物を放射性廃棄物処理場の処理施設で処理するまでの期間、本申請に係る保管廃棄施設で保管するときは、各保管廃棄施設の保管能力の範囲内で保管することを保安規定に定めることとする。	第3編 (適合性確認終了を踏まえ 条文を調整)	試験炉規則第15条第1項第13号 1.	【バックエンド技術部業務の計画及び実施に関する要領(QMP7.1)】 ・部長は、廃棄物処理場本体施設の運転及び保守に関する管理の方法として、「廃棄物処理場本体施設運転手引」を定める。	→【廃棄物処理場本体施設運転手引】 ・保管能力の範囲内で保管するための具体的な運用方法
	管理区域外への漏えい防止	塗装	経年劣化、損耗等により、塗装の機能低下が生じた場合の補修について、原子炉施設保安規定及び下部規定において定める手順に従い、同等以上の性能を有するもので補修できるものとする。	第3編 (適合性確認終了を踏まえ 条文を調整)	試験炉規則第15条第1項第17号 1.	【バックエンド技術部業務の計画及び実施に関する要領(QMP7.1)】 ・課長は、施設管理目標を達成するため、「施設管理実施計画」を定める。 ・部長は、廃棄物処理場本体施設の運転及び保守に関する管理の方法として、「廃棄物処理場本体施設運転手引」を定める。	→【施設管理実施計画】 ・機能維持確認のための点検、検査等の方法、実施頻度等 【廃棄物処理場本体施設運転手引】 ・補修・交換が必要になった場合の措置 ↓ 【(仮称)資機材等補修・交換対応要領】 <課長の指示のもと、下記対応を実施> ・補修・交換資機材の規格、性能、数量、場所等の確認 ・補修・交換に係る手順(補修後の確認含む)
	避難用照明、誘導標識及び誘導灯	避難用照明 誘導標識、誘導灯 異常時用照明器具	避難用照明、誘導標識、誘導灯及び異常が発生した場合に使用する照明器具については、原子炉施設保安規定に基づく下部規定において定める手順に従い、同等以上の性能を有するものと交換できるものとする。	第3編 (適合性確認終了を踏まえ 条文を調整)	試験炉規則第15条第1項第17号 1.	【バックエンド技術部業務の計画及び実施に関する要領(QMP7.1)】 ・課長は、施設管理目標を達成するため、「施設管理実施計画」を定める。 ・部長は、廃棄物処理場本体施設の運転及び保守に関する管理の方法として、「廃棄物処理場本体施設運転手引」を定める。	→【施設管理実施計画】 ・機能維持確認のための点検、検査等の方法、実施頻度等 【廃棄物処理場本体施設運転手引】 ・補修・交換が必要になった場合の措置 ↓ 【(仮称)資機材等補修・交換対応要領】 <課長の指示のもと、下記対応を実施> ・補修・交換資機材の規格、性能、数量、場所等の確認 ・補修・交換に係る手順(交換後の確認含む)
	金属溶融設備及び焼却・溶融設備の圧力逃がし機構	高性能フィルタ	高性能フィルタについては、原子炉施設保安規定及び下部規定において定める手順に従い、同等以上の性能を有するものと交換できるものとする。	第3編 (適合性確認終了を踏まえ 条文を調整)	試験炉規則第15条第1項第17号 1.	【バックエンド技術部業務の計画及び実施に関する要領(QMP7.1)】 ・課長は、施設管理目標を達成するため、「施設管理実施計画」を定める。 ・部長は、廃棄物処理場本体施設の運転及び保守に関する管理の方法として、「廃棄物処理場本体施設運転手引」を定める。	→【施設管理実施計画】 ・機能維持確認のための点検、検査等の方法、実施頻度等 【廃棄物処理場本体施設運転手引】 ・補修・交換が必要になった場合の措置 ↓ 【(仮称)資機材等補修・交換対応要領】 <課長の指示のもと、下記対応を実施> ・補修・交換資機材の規格、性能、数量、場所等の確認 ・補修・交換に係る手順(交換後の確認含む)
	蒸発処理装置・Iにおける漏えい防止に係る堰	塗装	経年劣化、損耗等により、塗装の機能低下が生じた場合の補修について、原子炉施設保安規定及び下部規定において定める手順に従い、同等以上の性能を有するもので補修できるものとする。	第3編 (適合性確認終了を踏まえ 条文を調整)	試験炉規則第15条第1項第17号 1.	【バックエンド技術部業務の計画及び実施に関する要領(QMP7.1)】 ・課長は、施設管理目標を達成するため、「施設管理実施計画」を定める。 ・部長は、廃棄物処理場本体施設の運転及び保守に関する管理の方法として、「廃棄物処理場本体施設運転手引」を定める。	→【施設管理実施計画】 ・機能維持確認のための点検、検査等の方法、実施頻度等 【廃棄物処理場本体施設運転手引】 ・補修・交換が必要になった場合の措置 ↓ 【(仮称)資機材等補修・交換対応要領】 <課長の指示のもと、下記対応を実施> ・補修・交換資機材の規格、性能、数量、場所等の確認 ・補修・交換に係る手順(補修後の確認含む)
	処理前廃棄物保管場所及び発生廃棄物保管場所の容量		他施設で発生した固体廃棄物を放射性廃棄物処理場の処理施設で処理するまでの期間、本申請に係る保管廃棄施設で保管するとき、又は、固体廃棄物を放射性廃棄物処理場の処理施設で処理した後、保管廃棄施設に引き渡すまでの期間、本申請に係る保管廃棄施設で保管するときは、各保管廃棄施設の保管能力の範囲内で保管することを保安規定に定めることとする。	第3編 (適合性確認終了を踏まえ 条文を調整)	試験炉規則第15条第1項第13号 1.	【バックエンド技術部業務の計画及び実施に関する要領(QMP7.1)】 ・部長は、廃棄物処理場本体施設の運転及び保守に関する管理の方法として、「廃棄物処理場本体施設運転手引」を定める。	→【廃棄物処理場本体施設運転手引】 ・保管能力の範囲内で保管するための具体的な運用方法
	漏えい警報装置	液位計	適切に管理した状態で、排水作業等を行うときは、液位の変動が見込まれるため、液位低下幅の警報を解除し、排水作業等を行わない平常時、夜間休日等、液位が安定しなければならないときは、液位低下幅の警報を設定するよう運用する。	第3編 (適合性確認終了を踏まえ 条文を調整)	試験炉規則第15条第1項第17号 1.	【バックエンド技術部業務の計画及び実施に関する要領(QMP7.1)】 ・部長は、廃棄物処理場本体施設の運転及び保守に関する管理の方法として、「廃棄物処理場本体施設運転手引」を定める。	→【廃棄物処理場本体施設運転手引】 <課長の指示のもと、下記対応を実施> ・液位低下幅の警報に係る運用手順(液位低下幅が5cmに達したときに警報が発報。ただし、適切に管理した状態で液位の変動が見込まれる場合には、警報を解除。)
	漏えい警報装置	液位計 漏えい検知器 ケーブル	検知器及びケーブルについては、原子炉施設保安規定及び下部規定において定める手順に従い、同等以上の性能を有するものと交換できるものとする。	第3編 (適合性確認終了を踏まえ 条文を調整)	試験炉規則第15条第1項第17号 1.	【バックエンド技術部業務の計画及び実施に関する要領(QMP7.1)】 ・課長は、施設管理目標を達成するため、「施設管理実施計画」を定める。 ・部長は、廃棄物処理場本体施設の運転及び保守に関する管理の方法として、「廃棄物処理場本体施設運転手引」を定める。	→【施設管理実施計画】 ・機能維持確認のための点検、検査等の方法、実施頻度等 【廃棄物処理場本体施設運転手引】 ・補修・交換が必要になった場合の措置 ↓ 【(仮称)資機材等補修・交換対応要領】 <課長の指示のもと、下記対応を実施> ・補修・交換資機材の規格、性能、数量、場所等の確認 ・補修・交換に係る手順(交換後の確認含む)

その6 (未申請)	通信連絡設備	固定電話 携帯電話 施設内用トランシーバー 長距離用トランシーバー ページング設備	通信連絡設備については、原子炉施設保安規定に基づき下部規定において定める手順に従い、同等以上の性能を有するものと交換できるものとする。	第3編 (適合性確認終了を踏まえ 条文を調整)	試験炉規則第15条第1項第17号 1.	【バックエンド技術部業務の計画及び実施に関する要領(QMP7.1)】 ・課長は、施設管理目標を達成するため、「施設管理実施計画」を定める。 ・部長は、廃棄物処理場本体施設の運転及び保守に関する管理の方法として、「廃棄物処理場本体施設運転手引」を定める。	→【施設管理実施計画】 ・機能維持確認のための点検、検査等の方法、実施頻度等 【廃棄物処理場本体施設運転手引】 ・補修・交換が必要になった場合の措置 ↓ 【(仮称)資機材等補修・交換対応要領】 <課長の指示のもと、下記対応を実施> ・補修・交換資機材の規格、性能、数量、場所等の確認 ・補修・交換に係る手順(交換後の確認含む)
--------------	--------	---	---	-------------------------------	------------------------	--	---

※放射性廃棄物処理場における要員の配置は、各施設を所掌する職員等の配置とする。(放射性廃棄物管理第1課職員等(18名)、放射性廃棄物管理第2課職員等(8名)、高減容処理技術課職員等(18名))